

北海道選挙管理委員会告示第53号

令和5年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年9月4日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	88,433
3分の1の数	652,702

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71,300	根室市	6,679
札幌市北区	80,568	千歳市	27,321
札幌市東区	74,622	滝川市	11,053
札幌市白石区	61,975	登別市	13,057
札幌市厚別区	36,192	恵庭市	19,746
札幌市豊平区	65,749	伊達市	9,309
札幌市清田区	31,080	北広島市	16,370
札幌市南区	39,052	北斗市	12,484
札幌市西区	62,666	空知地域	46,091
札幌市手稲区	39,905	石狩地域	21,648
函館市	71,121	後志地域	23,850
小樽市	31,975	胆振地域	14,219
旭川市	93,330	日高地域	17,457
室蘭市	22,739	渡島地域	23,901
釧路市	46,366	檜山地域	9,554
帯広市	46,779	上川地域	34,628
北見市	32,588	留萌地域	11,932
岩見沢市	22,247	宗谷地域	7,756
網走市	9,581	オホーツク東地域	15,854
苫小牧市	47,560	オホーツク西地域	17,926
稚内市	9,001	十勝地域	46,427
江別市	33,824	釧路地域	16,126
名寄市	7,417	根室地域	12,859

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,138
	3分の1の数	118,956
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,388
	3分の1の数	153,228
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,515
	3分の1の数	154,284
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,557
	3分の1の数	75,948